

名神高速道路の解説

いわゆる名神高速道路の正式名称は、高速自動車国道中央自動車道1号および高速自動車国道吹田神戸線というのであって、名神という名が付けられてはいても、実際は兵庫県の西宮市と愛知県小牧市を結ぶものである。しかし、ともあれ、この道路がわが国最初のものであることはいうまでもないところで、その上を疾駆すれば、夢のハイウェイがいまぞわれわれの足下にあるという喜びをひしひしと感ずる。けれどもここに至るまでの関係者の苦心には、とうてい筆紙に尽くしがたいものがあった。たとえば、カーブは直線を結ぶためにやむをえず入れるという従来の考え方の是正、クロソイド曲線の採用、土質、舗装等に関する厳格な示様書の制定とそれによる施工管理の徹底、軟弱土、膨脹性地山の克服、ロッカーピアーなど新構造型式の採用、その他ガードレール、道路標識のごとき付属構造物に至るまで、一つとして新研究、考案の加えられていないものはないほどである。しかし、これらの問題については、後日玉稿が寄せられると予想されるので、以下、この道路の着工に至るまでの経過を略述して解説に代えたいと思う。

さて、名神高速道路の計画が始めて世にあらわれたのは、昭和15年のことである。すなわち当時の内務省土木局で全国自動車国道網の企画がなされたのが最初で、その国道網中、東京～神戸間の部分については、15年から17年にかけて経済調査、路線選定、実地測量などが行なわれている。

しかし、この計画も今次の大戦のためその後長らく中絶の状態となり、ようやく昭和26年に至って建設省の手で調査、測量が再開されるようになった。ついで27年にはコッター氏、28年にウォーマック氏を米国から招いて、高速自動車道路の技術的計画につき意見を聞くとともに、米国アトキンソン会社からも建設費の見積りその他に関し助言を求めたのである。また31年4月には日本道路公団が設立せられ、かくして東京～神戸間の高速自動車道路の第一期区間として、名古屋～神戸間の計画が着々固められていったわけである。

この計画の実施促進に大いに力があつたと思われるのは、建設省が31年5月に米国から招いたワトキンス調査団である。すなわちこの調査団は、名神高速道路の経済的ならびに技術的な総合調査を目的として来日したのであるが、その報告書において、ただちに高速道路の建

設に着手すべきことを政府に建言すると同時に、つぎのような名言を残している。「日本の道路は信じがたいほど悪い。工業国にしてこれほど完全にその道路網を無視してきた国は、日本のほかにはない」というのである。その後昭和32年4月には、高速道路に法律的根拠を与える国土開発縦貫自動車道建設法および高速自動車国道法が、ついで同年8月に高速自動車国道の路線を指定する政令が、それぞれ公布施行せられるに至った。

かようにして着工の態勢が整えられたので、昭和32年9月、日本道路公団では、愛岐、滋賀、京阪の三調査事務所と京都に試験所を設置した。そして同年10月名神高速道路の施工計画が決定され、建設大臣から工事施工命令が出されるや、ただちにこれらの調査事務所を建設所に改め、さらに兵庫建設所を新設して、用地の取得、設計など起工の準備が一段と進められた。しかし実際に工事に着手したのは、33年10月山科工区においてであった。これは同年3月に大津、京都両インターチェンジ間10.3kmの工事実施計画が、建設大臣から認可されたことによるのであるが、この山科工区はこの道路の文字通り試験区間であつて、わが国における道路建設技術の粋を集めるとともに、建設業界は採算を無視して、鋭意その完成に努めたのである。この成果は、国外のコントラクターが参加するのを防止する上に非常に役立ったのみでなく、この経験が以後の工事に資するところはかり知れないものがあったのである。そのうち工事区間は尼崎～栗東間に拡がり、さらに遅れていた栗東～小牧間も着工されて、ついに本年7月15日の一部供用開始の日を迎えるに至つたのである。

つぎに建設資金について一言すると、その一部を世銀すなわち、国際復興開発銀行の借款によろうとする計画が、昭和27年ごろから考えられていた。そのため毎年世銀に対し借款の交渉を重ねてきたが、ようやく機が熟し昭和33年1月その調査団が来日して、全区間を優先順位に従い分割して建設すること、計画、設計、施工に十分な検討を加えることなどが勧告された。この線にそつて、線形、土質の舗装関係のコンサルタンツがさらに外国から招かれたのである。しかしそのうちドイツからきたドルシュ氏の線形に関するアドバイスは、わが国の以後の高速道路の建設に大なる指針を与えるものであつた。

かくして借款の交渉も順調に進み、35年3月には尼崎～栗東間に対し、36年11月には一ノ宮～栗東間および尼崎～西宮間に対して、それぞれ4000万ドルの借款が成立し、調印が完了したのである。条件は、年利率が前者は6.25%、後者が5.75%であつて、返済方法は3カ年の据置期間終了後20年間に均等償還することになっている。(大阪大学 伊藤富雄・記)